

平成16年3月23日

各 位

会 社 名 マネックス証券株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長CEO 松本 大
コード番号 8626 (東証マザーズ)
問 合 せ 先 チーフ・ファイナンシャル・オフィサー 上田雅貴
TEL. (03)6212-3800

日興ビーンズ証券株式会社との経営統合に関する東京証券取引所の審査について

当社は、株式移転により共同で完全親会社（共同持株会社）であるマネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社（以下「持株会社」）を設立することにより日興ビーンズ証券株式会社と経営統合を行うことを平成16年3月19日付で基本合意し、同日公表いたしました。

これに伴いまして平成16年3月23日、東京証券取引所は、本統合後の共同持株会社において、当社が実質的な存続会社でないと認定し、当該共同持株会社が統合日に上場した場合でも、統合日から新規上場審査基準に準じた審査を受けるための期間（猶予期間）に入る可能性がある旨発表いたしました。

東京証券取引所が平成12年3月に緩和した上場規則によれば、実質的な存続会社ではないと判断された場合においても、直ちに上場廃止となるのではなく、統合日以降、3年間の猶予期間に入り、この間上場は引き続き維持され、新規上場審査基準に準じた審査を受けることが可能となっております。従って、猶予期間中であっても、株式の売買はこれまでどおり可能であり、共同持株会社の企業活動にも支障はありません。

当社は、本統合を検討する過程において、共同持株会社が猶予期間に入る可能性は十分に認識し、その上で、個人投資家に高く評価していただける真に良質な金融サービスの開発、個人顧客の利便性追求など、新しいタイプの金融機関を創造し、特にマネックスが創業以来、強く意識し追いつめてきた、我が国における個人総合金融サービスの大きなブランドに育てるべく、本統合を基本合意いたしました。

当社は、今後早期に新規上場審査に準じた審査を通過するよう、日興ビーンズ証券株式会社と協力し、万全の体制で準備を行ってまいります。

なお、東京証券取引所の本件に関する発表の中で、『新会社株式の上場日以前において、日興ビーンズ証券株式会社が「株券上場審査基準に準じて当取引所が定める基準」に適合すると認められた場合には、猶予期間に入ることなく新会社株式が上場されることとなります。』となっておりますが、これに該当することとなった場合には、遅滞なくその旨を公表いたします。

以上